

公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令（政令第三五六号）（総務省）

- 1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、公害紛争処理の手續に係る旅費の種目について規定の整備を行うこととしている。（第一六条並びに第一七条第一項及び第二項関係）
- 2 この政令は、令和七年四月一日から施行することとしている。

○政令第三百五十六号（令和六年十二月四日）

公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第四十四条第一項及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当」に改める。

第十七条第一項第一号中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同項第三号中「車賃、日当又は宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改め、同項第四号中「呼出」を「呼出し」に改め、同条第二項中「車賃、日当又は宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に、「の規定」を「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。